国勢調査と住民基本台帳等について

- (1) 国勢調査と住民基本台帳の位置付け、役割について
- (2) 国勢調査人口と住民基本台帳人口の差異の分析
- (3) 主要国における国勢調査の調査方法等

(参考) 国勢調査の利用について

				国勢調査		住民基本台帳	
I 目 的		的	【統計法 第5条】 総務大臣は、本邦に居住しているものとして政令に定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計(以下この条において「国勢調査」という。)を作成しなければならない。 【人口・住宅センサスに関する原則及び勧告(国連統計委員会)】			【住民基本台帳法 第1条】 市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係 の公証、選挙人名簿の登録その他の <u>住民に関する事務の処理</u> の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図	
	個別データの利用 データの特性		→個別データではなく、集計結果を統計として利用することを前提に、就業や教育、住			個人の情報を本人確認や行政サービスに利用 ⇒住民は法に基づく届出事項を市区町村に届出(届出のない場合は職権による)	
Ⅱ把握情報		把握される場所	ふだん住んでいる場所(常住地)			生活の本拠(住所)	
	把握する事項	把握の根拠	人口・住宅センサスに関する原則及び勧告(国連統計委員会)(★) に基づき、統計委員会における有識者の審議(諮問・答申)を経て決定			住民基本台帳法 第7条、第30条の45	
		共通事項	氏名(集計時に削除) 男女 出生年月 国籍		氏名 男女 出生年月日 国籍(外国人住民に限る)		
		国勢調査の調査事 項 住民票(住民基本台 帳)の記載事項	ふ居5世世配教就勤仕仕 従 利 住 住床 ーだは期ののと係状かのの 地 交 のの間居 関の状かのの 地 交 のの間居 関の状がのの 地 通 種 住住 地 大 の の と 係 況 営類(対 ・)	ふだん住んでいる場所(常住地) 現在の場所に住んでいる期間 5年前に居住していた市区町村 住居・生計をともにする人数 親、子、配偶者、同居人等 未婚、既婚 在学の状況、学歴 就職等の状況自営、不可容 自営、雇用容容 通勤先又は通学先の市区町村 自家用車、ボス、徒歩等 持家、賃住宅、独身寮等 一住居の面積	★★★★★★★★★★★★ 個 個 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の の <td>世帯主との続柄 戸籍の表示(日本人住民に限る) 住民となった年月日 届出年月日 従前の住所 住民票コード 等</td>	世帯主との続柄 戸籍の表示(日本人住民に限る) 住民となった年月日 届出年月日 従前の住所 住民票コード 等	
田 根統 幹計 の	居住実態に即した標本設計を可能とし、全体結果への復元の基となる情報 例えば、労働力調査、家計調査など、世帯を対象とする標本調査は国勢調査 公的統計のベースとなる情報の提供 の結果(住居の状況、世帯の状況、就業状態、会社の業務、各人の職業等) を活用して対象地域を抽出し、全国結果へ復元するための乗率を算出する ことによって、効率的に実態を表した精度の高い統計を作成している。						
Ⅳ法定利用	「人口」の法定利用		選挙区の改定(衆議院議員選挙区確定審議会設置法第3条) 地方自治法で用いる「人口」(地方自治法第254条) 地方交付税交付額の算定(地方交付税法第12条) その他、地方税法、政党助成法、過疎地域自立促進特別措置法、公職選挙法、各種政令、規則等で使用				
	「人口以外」の法定利用					【住民基本台帳法に基づき法定利用】 市区町村内の住民に関する事務処理の基礎 国・地方公共団体等が行う法令で定める事務(行政事務手続き、給付行政、許認可・登録・試験事務等に利用) 世論調査、公共的団体が行う公益性の高い住民福祉の向上活動等のために住民基本台帳の閲覧が必要な場合 第三者が自己の権利を行使する等のため住民票が必要な場合	
Ⅴ法定以	行政施策の立案に不可欠な 統計情報の提供		国勢調査の調査事項からは、例えば、世帯の家族類型(夫婦のみの世帯、高齢者の世帯、単身世帯など)、教育、就業の内容、通勤・通学の情報から作成する昼間人口、居住の状況などが明らかとなる (例1)防災対策については、地域別の男女別、年齢別の常住人口や、通勤・通学の情報から作成する昼間人口情報が不可欠 (例2)就業の状況を男女・年齢・産業・職業などと組み合わせた統計情報は、雇用や失業に関する施策、経済政策、経済計画の基礎資料となっている。				
外の							
利用用	年次 日次の人口		産業別、従業上の地位別の就業者数等を用いて付加価値を算出 国勢調査の人口をもとに、他統計、行政記録の情報を利用し、各月(全国)、各年(都 道府県別)で、男女、年齢5歳階級別の人口を推計。 都道府県、政令市等も、国と同様の方法で各月の推計人口を作成・公表			住民基本台帳法には、特に人口集計を行う旨の規定はなく、住 民基本台帳人口の集計は、局長通知を根拠に毎年度の業務報 告的な位置づけとしてとりまとめをしているもの。	
	将来排	将来推計人口		厚生労働省において、国勢調査の人口をもとに、将来の出生数、将来の生存率、将来の国際人口移動率の仮定を設定し、我が国の将来人口を推計。			

「人口・住宅センサスに関する原則及び勧告」 (国連統計委員会)について

【国連統計委員会】

- ・1946 年(昭和 21 年)に国連経済社会理事会に設置された委員会であり、国連加盟 国から選出される 24 か国で構成。
- ・以下の事項について経済社会理事会をサポート
 - -各国の統計の開発
 - -各国の統計の国際比較の充実
 - -統計方法全般の改善 など
- ・我が国は、1962 年以降 1970 年~72 年の3年間を除き、国連統計委員会の委員国を 務めている。(現在も国連統計委員会の委員国)

【人口・住宅センサスに関する原則及び勧告】

- ・国連統計委員会は、国家に必要な統計ニーズを満たすとともに、国際比較性を高め、世界的な食料・エネルギー・環境などの諸問題に適切に対応するため、国連加盟国に対し、1958年以降、人口・住宅センサスの実施を勧告し、その国際基準を提示している。
- ・勧告に基づき、現在、国連加盟235か国・地域中、228の国・地域で人口・住宅センサスが実施されている。(うち9か国で行政記録をベースとして実施)

【センサスの役割と原則等】

- 1 センサスの役割
- (1) 行政施策を実施するための基礎データとしての利用
 - ⇒ サービスの分配、選挙区の決定、経済状況の把握など
- (2) 標本調査のベンチマークやサンプリングフレームとしての利用
 - ⇒ 国勢調査以外の標本調査を正確かつ効率的な実施に不可欠
- (3) 小地域統計としての利用
 - ⇒ 都道府県や市区町村より小地域の情報(町字単位など)を提供
- (4) 人口推計など重要な研究分析の基礎資料として利用
 - ⇒ 政府や自治体、民間の各種研究・分析の基盤となる情報を提供

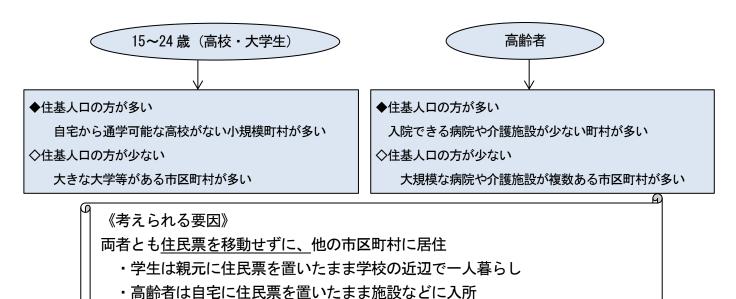
2 センサスの原則

- (1) 個人、世帯を居住地で個別に調べること
- (2) 明確に区切られた区域ごとに網羅的、統一的に調べること
- (3) 一時点において調べること
- (4) (時系列比較を可能にするため) 定期的、周期的に調べること

国勢調査人口と住民基本台帳人口の差異の分析

人口の差異

1 年齢階級別にみると、差の大きい年齢層として、例えば、15~24歳(高校・大学生)や高齢者層がある。



- 2 その他の特殊要因によっても一致しないケースが多い
- 災害により居住できなくなった場合、国調人口の方が少ない

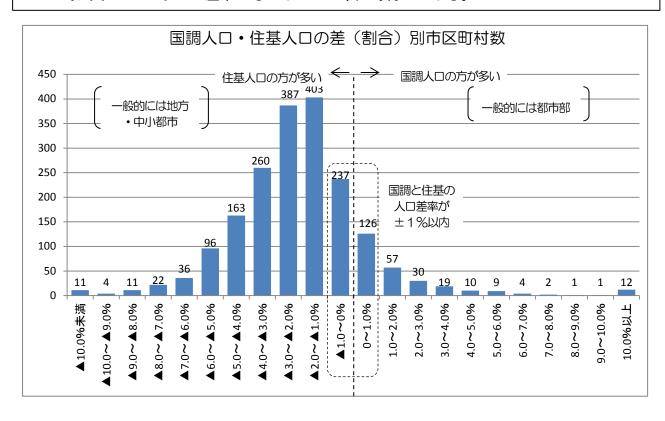
例えば、平成 12 年国勢調査の際、三宅島噴火により、全島民が島外へ避難したことにより、三宅村の人口は O。

また、先般の東日本大震災においても被災地で同様の事例が想定される。

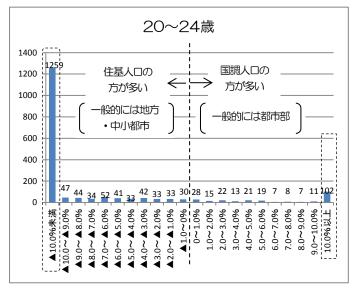
- 矯正施設がある市区町村の場合、住基人口の方が少ない
- 建設・工事現場等で働く出稼ぎ労働者などがいる市区町村の場合、住基人 ロの方が少ない傾向

国勢調査人口と住民基本台帳人口の差異

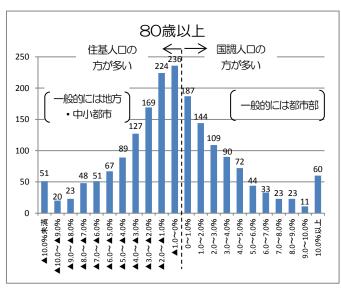
市区町村別に、国調と住基の人口の差率をみると、多数の市区町村で住基人口の方が多くなっており、±5%以上の差率のものは209の市区町村にのぼる。



○国調と住基の人口の差率別に市区町村数について、例えば、20~24歳と80歳以上でみると、 次のようになっている。



・ほとんどの市区町村で登録実態と常住実態が 大きく乖離



・登録実態と常住実態が全体的に乖離

資料6(3)

主要国における国勢調査の調査方法等 (国連欧州経済委員会 調査結果より)

◆ 調査票方式

◆ 調食票万式	人口	調	調査方法		
国名	2010年 (千人)	調査員面接(他計式)	自計式調査票	インターネット	
1 アメリカ	317,641	0	0		
2 ロシア	140,367	0			
3 日本	126,995		0	0	
4 メキシコ	110,645	0			
5ドイツ	82,057	0	0	0	
6トルコ	75,705	0			
7 フランス	62,637		0		
8 イギリス	61,899		0	0	
9 イタリア	60,098		0	0	
10 ウクライナ	45,433	0		$\overline{}$	
11 スペイン	45,317		0	0	
12 ポーランド	38,038	0)	0	
13 オーストラリア		0	0	0	
14 ルーマニア	21,512	0			
	21,190				
15 カザフスタン 16 ギリシャ	15,753				
	11,183	0		$\overline{}$	
17 ポルトガル	10,732	0	0	0	
18 チェコ	10,411	0	0	0	
19 ハンガリー	9,973	0	0	0	
20 セルビア	9,856	0			
21 ベラルーシ	9,588	0			
22 アゼルバイジャン	8,934	0			
23 スイス	7,595		0	0	
24 ブルガリア	7,497	0	_		
25 イスラエル	7,285	0	0		
26 タジキスタン	7,075	0			
27 キルギスタン	5,550	0			
28 スロバキア	5,412		0	0	
29 アイルランド	4,589		0		
30 クロアチア	4,410	0			
31 グルジア	4,219	0			
32 ボスニア・ヘルツェゴビナ	3,760	0			
33 モルドバ	3,576	0			
34 カナダ	3,389	0	0	0	
35 リトアニア	3,255	0		0	
36 アルバニア	3,169	0			
37 アルメニア	3,090	0			
38 ラトビア	2,240	0		0	
39 マケドニア旧ユーゴスラビア	2,043	0			
40 エストニア	1,339	0		0	
41 キプロス	880		0		
42 モンテネグロ	626	0			
43 ルクセンブルク	492		0		
44 マルタ	410		C		

◆ 行政記録(レジスター)方式

	人口	調査方法
国名	2010年 (千人)	レジスター
1 オランダ	16,653	0
2 ベルギー	10,698	0
3 スウェーデン	9,293	0
4 オーストリア	8,387	0
5 デンマーク	5,481	0
6 フィンランド	5,346	0
7 ノルウェー	4,855	0
8 スロベニア	2,025	0
9 アイスランド	329	0

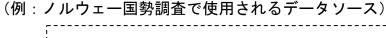
※ 上記はヨーロッパ及び主要国の状況を表しているが、その他のアジア・ アフリカ・南米の国々も、調査票方式により人口センサスを実施している。

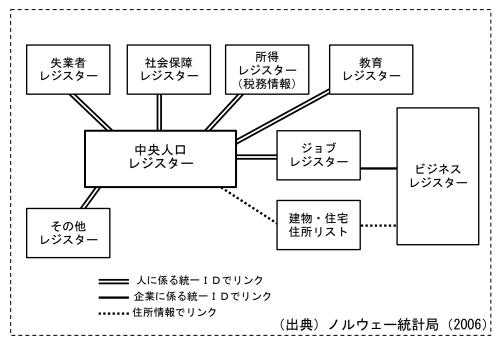
行政記録ベースの国勢調査を行っている諸外国の状況について(未定稿)

- 〇大多数の国においては、国勢調査は調査ベースで行っている。
- 〇行政記録ベースの国勢調査は、北欧やヨーロッパの一部の国で実施されている。
- 〇これらの国の特徴として、長年にわたり公的手続に国民 I Dが使用され、それを基にした各種の行政 記録のデータベースが整備されている。

それら複数の行政記録(就業状況や教育、建物等)のデータを照合し統合することにより、国勢調査 に相当するデータを作成。

- ※統計目的で利用することについて法的根拠が存在。
- ※複数の行政記録で異なるデータ登録が発生するため、別途の検証も行っている。





行政記録ベースの国勢調査を見送った国の例(未定稿)

(イギリス)

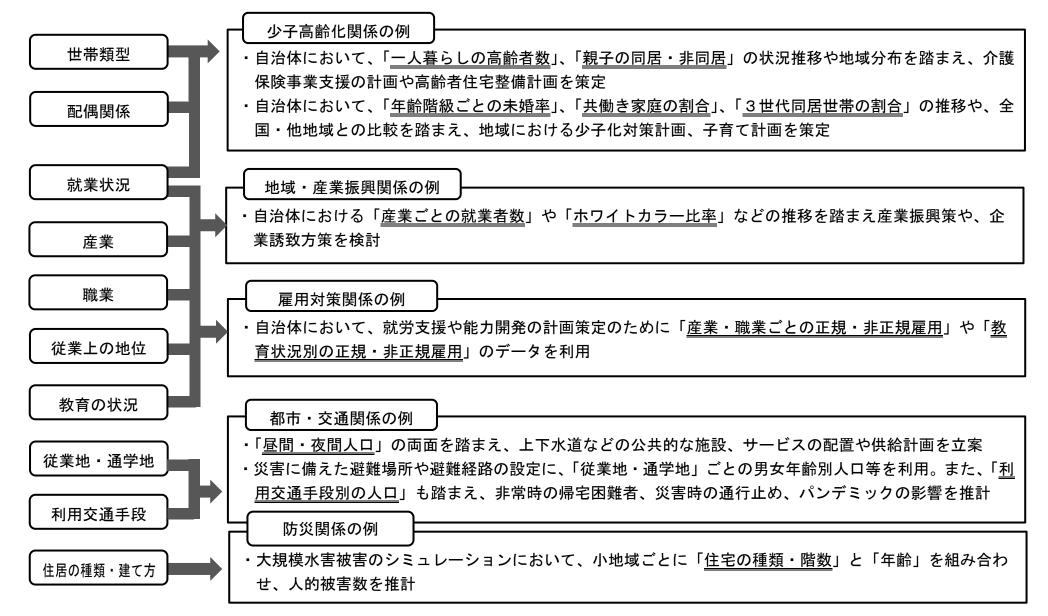
2011年国勢調査の実施にあたり、行政記録ベースの国勢調査の可能性を検証したが、以下の観点から導入を見送り。

- 〇行政記録の信頼性が不十分
 - ・人口登録と居住実態の間の乖離
 - ・行政記録ごとに、カバ一率に過不足あり
 - ✓ 労働年金省の行政記録はカバー率不足(未登録者)
 - ✓ 選挙登録の行政記録はカバー率超過(若者が大学所在地と実家で登録)
- ○複数の行政記録情報をリンクする方法が確立できない(社会保障番号があらゆる行政記録に 記載されている訳ではない)
- 〇行政記録情報の収録時点がずれている場合の扱いの困難さ

(出典) イギリス統計局資料(2003、2008)

国勢調査の利用について

- 〇男女・年齢別人口に加え、以下のそれぞれの項目とクロスした各種集計結果が公表
- ○国や自治体、民間、研究者等はその結果を用いて、施策の策定や分析を実施

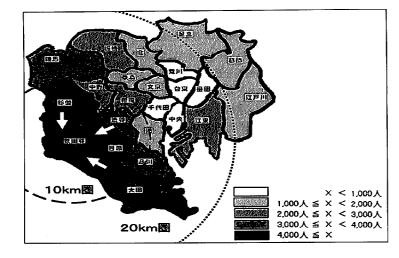


利用例

災害における帰宅困難者像の把握の例(世田谷区)

帰宅までの距離が 10km の人は「帰宅可能」、20km 以上の人は全員「帰宅困難」になる(中央防災会議)とされており、これを踏まえ、世田谷区の 10km、20km 圏内外の様子をはじめとした、帰宅困難者像などについて把握。

- 〇世田谷区への通勤・通学者数について、国勢調査結果を基に把握
 - ・他区部から 53, 499 人、都内市部から 41, 414 人
 - ・多くは 10km 圏内の杉並区、目黒区、大田区から。 都心の千代田区、中央区は少ない。
 - ・20km 圏以上の足立区、葛飾区、江戸川区からの 通勤・通学者も少なくない。
- ○通勤・通学手段についても、<u>国勢調査結果から、鉄道を</u> 利用する者が5割以上であることを把握 これを踏まえ、鉄道会社データから、区内の各駅の利用状況を把握



○<u>国勢調査結果による各地域の昼間人口</u>と、3.11 における支援施設の利用者数を比較して、支援施設利用者は通勤・通学者の多い地区に集中したことを確認

標本調査への利用例

国勢調査で得られる属性情報 (産業、就業状況等) は、各種標本調査を正確に行うための基盤となっている

消費動向調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、労働力調査、家計調査、消費者物価指数、全国消費実態調査、 国民生活基礎調査、乳幼児身体発育調査、建築物実態調査
など

(例) 労働力調査におけるサンプルの抽出

※労働力調査は、失業率など我が国の雇用・失業の実態を明らかにすることを目的として、毎月、全国に居住する約4万世帯を対象とした標本調査

もしも、国調の属性情報を用いずにサンプルを単純に無作為抽出してしまうと、月によってサンプルに"ブレ"が 生じてしまい、正確な統計作成・継続的な動向把握ができない。

【例】月によって(たまたま)

・特定の産業従事者が多い ・アルバイト学生(非正規雇用)が多い ・働いていない人(高齢者など)が多い など となってしまう

サンプル抽出にあたって国勢調査結果を利用

- 〇労働力調査においては、全国を約 100 万の地区に分け (1地区あたり約 50 世帯)、<u>それぞれの地区を、</u> 国勢調査結果を基に、就業状況の特色によって 46 種類に分類。
- 〇この分類を基に、<u>サンプルが常に日本の縮図となるよう抽出</u>を行っている。

